

外国にいても「在外選挙制度」で、日本の国政選挙に投票できます。

在外選挙制度とは 仕事や留学などで海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度で、これによる投票を「在外投票」といいます。

在外投票するには 在外選挙人名簿への登録申請手続き後に受け取る「在外選挙人証」が必要です。

登録の申請方法は、以下の2種類です。

- 1 出国前に国外への転出届出をする際に文京区で申請する方法（**出国時申請**）
- 2 出国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館(領事事務所を含む。)に申請する方法（**在外公館申請**）



< 出国前の申請【出国時申請】 > 申請場所： 文京シビックセンター11階
文京区選挙管理委員会事務局

文京区で申請できる方は、当区の選挙人名簿に登録されている方のみとなります。

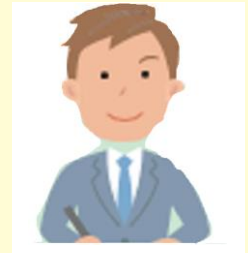
STEP 1 申請書を提出(国外への転出届提出日から出国予定日までの間)

< 申請の際に必要なもの >

【本人が申請する場合】

- ① 申請書（選挙管理委員会の窓口やホームページにあります。）
- ② 本人確認書類（旅券、運転免許証、マイナンバーカード等の原本）

※国外の住所確認を旅券番号で行うため、可能な限り 旅券をお持ちください。



【申請者本人から委任を受けた方が申請する場合】

上記の①②に加えて、次の③④が必要です。

- ③ 申請者の申出書（選挙管理委員会事務局の窓口やホームページにあります。）
- ④ 委任を受けた方の本人確認書類

※申請書は本人の自署であること、また、申出書にも申請者本人の自署が必要です。

STEP 2 外国に居住後、在留届を提出

忘れずにお手続きください。在留届で国外の住所を確認後、在外選挙人名簿に登録します。



STEP 3 「在外選挙人証」を受領

在外公館からの連絡により、在外選挙人証をお受け取りください。



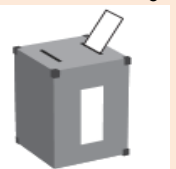
< 出国後の申請【在外公館申請】 > ※在外公館：日本国大使館・総領事館等

- ・登録には、在外公館の管轄区域内の住所に引き続き3か月以上住んでいることが必要です。（申請は3か月经っていないなくても可能です。）
- ・手続きはお住まいを管轄する在外公館で行います。※申請書は窓口へ直接お持ちください。
- ・必要な書類等の詳細については、在外公館にお問い合わせください。

※「在外選挙人証」の交付手続きは資格調査が必要なため時間がかかります。余裕を持ったお手続きをお願いします。また、公示日から投票日までの間は登録ができませんので、ご注意ください。

※受領した「在外選挙人証」は投票するたびに使用しますので、大切に保管してください。

* 在外選挙制度の詳細は、総務省・外務省のホームページをご確認ください。



投票箱